



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

- 告示
 - 787 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)
 - 788 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")
 - 789 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")
 - 790 家畜改良増殖法による家畜改良増殖計画及び鶏の改良増殖計画の策定 (畜産課)
 - 791 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - 792 平成18年度外国語指導助手(ALT)業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等

- 公安委員会告示
 - 31 交通誘導警備2級検定の実施
- 公告
 - 入札公告 (教育委員会)

告 示

和歌山県告示第787号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年6月6日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3072400637	すさみ町	西牟婁郡すさみ町周参見4089	桂功	社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会	西牟婁郡すさみ町周参見4133	介護予防通所介護	平成18.6.1 平成24.5.31
3070105030	特定非営利活動法人ケアネット和歌山	和歌山市和歌浦東2-4-85	和佐匡博	ケアショップ匠	和歌山市吉田323	介護予防福祉用具貸与	平成18.6.1 平成24.5.31

和歌山県告示第788号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成18年6月6日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合にあっては、申請者の名称)	住所 (法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地)	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3070105329	有限会社アメイズ	和歌山市新中島83-25	池永昌純	アメイズ	和歌山市新中島83-25	居宅介護支援	平成18.6.1 平成24.5.31
3070105493	有限会社河西メディカルサービス	和歌山市島橋東ノ丁1-11	前田るり子	居宅介護支援事業所ばなさんぶる	和歌山市狐島388-4	居宅介護支援	平成18.6.1 平成24.5.31

3072100690	宗教法人妙願寺	日高郡日高町志賀 2988	楠原晃紹	妙願寺ケアサポ ートとしび	日高郡日高町志賀2 988	居宅介護支 援	平成 18.6.1 平成 24.5.31
------------	---------	------------------	------	------------------	------------------	------------	-------------------------------

和歌山県告示第789号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78

条第1号及び第115条の9第1号の規定に基づき公示する。

平成18年6月6日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者 番号	氏名 (法人の場合に あっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、主たる 事務所の所在地)	法人の場合に あっては、代 表者の氏名	事業所の 名称	事業所の所在地	サービスの 種類	指定 年月日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3072200631	株式会社葵	田辺市下屋敷町1- 78	寺本真美	あおい介護セン ター	田辺市下屋敷町1-7 8	訪問介護・ 介護予防訪 問介護	平成 18.6.1 平成 24.5.31
3060190463	株式会社れもんケ ア	和歌山市吉田323	楠本大	れもんケア訪問 看護ステーション 西浜	和歌山市西浜3-6-1	訪問看護・ 介護予防訪 問看護	平成 18.6.1 平成 24.5.31
3072200649	有限会社ループ	田辺市下万呂481	鈴木敦博	訪問看護ステー ションほほえみ	田辺市下万呂481	訪問看護・ 介護予防訪 問看護	平成 18.6.1 平成 24.5.31
3070105477	社会福祉法人わか うら会	和歌山市田野175	土山憲一郎	デイサービスセ ンター雑賀荘	和歌山市関戸1-25- 6	通所介護・ 介護予防通 所介護	平成 18.6.1 平成 24.5.31
3070105485	株式会社シナジッ ク	愛知県名古屋市中 川区篠原橋通3-60	安井正利	デイサービスさ くら草桑山	和歌山市桑山157-1	通所介護・ 介護予防通 所介護	平成 18.6.1 平成 24.5.31
3071800019	株式会社マリック ス	橋本市高野口町小 田641	森本泰弘	まりっくすデイ サービスセンタ ー岩出	岩出市川尻72-4	通所介護・ 介護予防通 所介護	平成 18.6.1 平成 24.5.31
3072400611	和歌山高齢者生活 協同組合	和歌山市中之島78 2	中西優	ケアセンターお たっしゃ倶楽部 白浜事業所ぬく もりの家	西牟婁郡白浜町堅 田櫛ノ峯2396	通所介護・ 介護予防通 所介護	平成 18.6.1 平成 24.5.31
3070103324	フランスベッドメ ディカルサービス 株式会社	東京都新宿区百人 町1-25-1	星川光太郎	フランスベッド メディカルサー ビス株式会社和 歌山営業所	和歌山市吹屋町1-2 5	特定福祉用 具販売・特 定介護予防 福祉用具販 売	平成 18.6.1 平成 24.5.31
3070105444	有限会社Getwell	和歌山市有家346- 1	林元光広	はやしもと	和歌山市有家346-1	特定福祉用 具販売・特 定介護予防 福祉用具販 売	平成 18.6.1 平成 24.5.31
3071700052	合資会社木村木材	紀の川市名手市場 108	木村壹紀	福祉サポートき むら	紀の川市名手市場1 08	特定福祉用 具販売・特 定介護予防 福祉用具販 売	平成 18.6.1 平成 24.5.31

3072400629	有限会社リリーフ	西牟婁郡上富田町 朝来2456-10	山田伸光	有限会社リリーフ	西牟婁郡上富田町 朝来2456-10	特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	平成18.6.1 平成24.5.31
------------	----------	-----------------------	------	----------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

和歌山県告示第790号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第3条の3の第1項の規定に基づき家畜改良増殖計画及び鶏の改良増殖計画を策定したので、同条第4項の規定により告示する。

なお、家畜改良増殖計画及び鶏の改良増殖計画は、和歌山県農林水産部農業生産局畜産課において縦覧に供する。

平成18年6月6日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第791号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年6月6日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2885	有田郡有田川町大字下津野字南垣内1030番6の一部、1030番17の一部、字大門1031番3の一部、里道	和歌山市出島160番9 ケイマツシマ産業株式会社 代表取締役 田中美幸	平成18.5.25	4.10 ～ 5.00	19.66

和歌山県告示第792号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成18年度外国語指導助手(ALT)業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年6月6日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 競争入札に付する業務の名称
平成18年度外国語指導助手(ALT)業務委託
- 2 契約期間
平成18年9月1日(金)から平成19年3月31日(土)まで
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
ア 競争入札参加資格審査申請書
イ 事業経歴書

- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 使用印鑑届
 - カ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
(イ) 和歌山県が課する法人事業税又は個人事業税
(ウ) 法人にあっては、和歌山県が課する法人県民税
(エ) 和歌山県が課する自動車税
(オ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)
 - ク 誓約書
 - ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
 - コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書
- (2) (1)のイからケまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ、オ、ク、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年6月6日(火)から平成18年6月13日(火)までの休日を除く、午前10時から午後4時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。
- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年6月26日(月)午後5時までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。
- 4 資格審査説明会の場所及び日時
(1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館4階教育会議室
(2) 日時
平成18年6月13日(火)午前10時から

- 5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
平成18年6月13日(火)から平成18年6月26日(月)までの休日を除く日の、午前10時から午後4時までの間に6で掲げる場所で受け付ける。
- 6 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県教育庁学校教育局県立学校課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館4階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3660
FAX 073-441-3664
- 7 申請書類に使用する言語
申請書類に使用する言語は、日本語とする。
- 8 競争入札に参加する者に必要な資格事項
この一般競争入札に参加できる者は、平成18年6月6日(火)現在において、次の要件を満たしている者であって、3の(1)のロに掲げる提案書について、和歌山県の示す仕様を満足するものを提出した者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第1項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 官公庁において、当該業務における実績が2事業年度以上あること。
- (5) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- 9 資格審査の結果通知
資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年7月7日(金)までに通知する。
- 10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成18年7月11日(火)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成18年7月14日(金)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成18年6月6日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳人

- 1 実施する検定の種別及び級の区分
交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時、場所及び定員

日 時	場 所	定 員
平成18年10月28 (土)午前9時から午後5時まで	和歌山市西一番地 和歌山県警察交通センター	30名

- 3 検定の内容
- (1) 学科試験
- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験
- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 4 検定の方法
学科試験及び実技試験により行う。
なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
また、実技試験においても、試験途中で合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
- 5 受検資格
和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員(以下「県外在住警備員」という。)
- 6 受検を希望する者の手続
- (1) 受検を希望する者は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全企画課の検定受付専用電話(電話番号:(073)423-3344)に電話し、受検希望の申出を行うこと。
なお、申出期間中であっても、申出者の人数が定員の数に達したときは受付を締め切る。

種別及び級	申 出 期 間
交通誘導警備 業務 2級	平成18年7月24日(月)から平成18年7月28日(金)まで (各日とも午前10時から午後5時まで)

- (2) 事前申出時の注意事項

- ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- イ 電話1回につき、受検希望者1名のみを受け付ける。
- ウ 申出は、受付担当者からの受検を希望する者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。
- エ 申出の際は、受付担当者の問いに返答するのみとし、申出者から質問等はしないこと。
よって、この検定に関して不明な点がある場合は、事前に下記9の(3)の問い合わせ先へ確認しておくこと。

7 検定申請書等の提出に関する手続

(1) 検定申請書等の提出期間及び提出先

申請書等提出期間	申請書等提出先
平成18年8月23日(水)から平成18年8月25日(金)まで (各日とも午前9時から午後5時まで)	(1) 和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署(その者が警備員であって、和歌山県内の営業所に所属している場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署への提出も可とする。) (2) 県外在住警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署 ※受検を希望する者自身が提出すること。

(2) 提出する検定申請書類等

上記6の(1)により検定申請書を提出することとなった者は、上記(1)の申請書等提出期間内に次の書類を申請書等提出先の警察署に提出すること(代理人による提出は受け付けない。)

なお、当該提出期間内に申請書等を提出しなかった場合は、検定申請者に予定していることを無効とする(提出期間内に検定申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

ア 検定申請書

イ 検定申請書の添付書類

(ア) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

(イ) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)等)又はその者が警備員であつて、和歌山県内の営業所に所属している場合にあつては、当該営業所に属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

(ウ) 和歌山県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として和歌山県内に所在する営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 手数料金 14,000円(和歌山県証紙にて納付するこ

と。また、納付後は、いかなる場合も返還しない。)

9 その他

- (1) 受検票は、検定申請書等を提出した警察署を通じて交付する。
- (2) 受検に際しては、受検票、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。
- (3) 問い合わせ先
検定についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全企画課(電話073-423-0110(内線3027))又は最寄りの警察署生活安全(刑事)課まで行うこと。ただし、定員に達したか否かの確認については、電話にて和歌山県警察本部生活安全企画課へ行うこと。

公 告

入 札 公 告

平成18年度外国語指導助手(ALT)業務について、次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年6月6日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成18年度
- (2) 調達役務の名称及び数量
平成18年度外国語指導助手(ALT)業務 一式
- (3) 調達役務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 調達役務の場所
和歌山県下全域の県立高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校(詳細は別添仕様書に明記)
- (5) 履行期間
平成18年9月1日(金)から平成19年3月31日(土)まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成18年和歌山県告示第792号に規定する平成18年度外国語指導助手(ALT)業務委託に係る一般競争入札参加有資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館4階
和歌山県教育庁学校教育局県立学校課
- (2) 期間
平成18年6月6日(火)から平成18年6月13日(火)までの休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

<p>(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。</p> <p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年6月26日(月)午後5時までの間に和歌山県教育庁学校教育局県立学校課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 事業説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5階教育委員室</p> <p>(2) 日時 平成18年6月13日(火)午前10時から</p> <p>6 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁東別館5階教育委員室</p> <p>イ 入札日時 平成18年7月18日(火)午前11時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p>	<p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するのとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁学校教育局県立学校課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁学校教育局県立学校課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>12 契約書の要否 要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県教育庁学校教育局県立学校課</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3660

FAX 073-441-3664

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Contract for Assistant Language Teachers for Prefectural Schools in Wakayama

(2) Date and time for tender : 11:00 a.m 18 July 2006

(3) Contact point for the notice : Prefectural School Division, Wakayama Prefectural Board of Education, 1-1 Komatubaradori Wakayama City, 640-8585 Japan
TEL 073-441-3660 (FAX 073-441-3664)